

H29年1月～3月

受信 または 投書日	事項または 題名	ご意見ご要望等	回 答	回答部署	分類
H29.1.12	市役所の活用	市役所をもっと有効に活用していただきたい。障害者の方や老人ホームに入っている方にも、抹茶サービスやしるこサービスなどで、来庁機会をつくってあげてください。	高齢者にとって外出をすることは、心身の健康維持、また、認知機能の低下防止のために有効であると考えております。 また、障害者におかれましても、外出は自立生活及び社会参加を促す効果があります。 特別養護老人ホームなどに入所されている方は、主に重度の要介護者であり、外出には家族や介護職員の手助けが必要となります。施設側の意見を聞きながら来庁の機会をつくっていくよう努めてまいります。	長寿課 福祉課	福祉
H29.1.12	水筒の持ち方	水筒を横掛けしないで、後ろ首に直接ビニールひもが当たる形で持っている小学校低学年の子を見かけます。注意してください。首の頸椎を痛めます。将来整形に行くこととなります。服の襟の中にひもを通すように保護者の方に連絡してください。	水筒の持ち運び方については、けがや事故につながらないように指導しております。ご指摘いただいたような紐のかけ方は、安全面でも心配もされます。改めて、けがや事故につながるような持ち運び方をしないように指導してまいります。	学校教育課	教育
H29.2.2	くるりんバスの運転手	先日18時半ごろ、運行を終えたくるりんバスが安城市内で走っていました。その運転手が携帯電話で通話しながら運転していたので、法律的にもいかなものかと思いメールさせていただきました。	この度は、六万石くるりんバスに関し、ご心配をおかけしてしまい、誠に申し訳ございません。ご指摘の日時が特定できないため、事実確認はできませんでしたが、自動車の運転中に携帯電話等を利用する行為は、道路交通法で禁止されている極めて危険な行為であり、また、安城市内の車庫への回送中も勤務時間内であるため、運行事業者を通じ全ての運転手に対して厳重に注意をいたしました。市、運行事業者、運転手ともに、同様のことが無いよう改めて徹底し、法令遵守は当然のこと、より一層の安全運行に努めてまいります。	地域支援 協働課	交通・防犯
H29.2.2	吉良支所の窓口対応	吉良支所にて高額医療申請の手続をしようとしたとき、先客がいたので「待ってください」と言われて待っていたが、先客の話が長く待ち時間が長かった。先客対応以外の職員は大勢いたが誰も相手にしてくれない。先客が終わったので手続を始めようとしたら、他の空いていた職員が出てきて対応した。空いているなら初めから対応しろ。	今回の手続では、担当職員が交代の昼休憩に入っており、また他の職員も、他の来客の手続を手分けして処理していたことから、大変お待たせして申し訳ありませんでした。本来担当する職員がインフルエンザで休んでいたことから、昼休憩をしていた担当職員も休憩時間を早めに切り上げてきたところであり、決して空いていたわけではありませんでしたが、今後は、より迅速な対応をするように指導いたしました。	吉良支所	行政

H29年1月～3月

受信 または 投書日	事項または 題名	ご意見ご要望等	回 答	回答部署	分類
H29.2.3	ふれあいセンターの利用時間の単位	ふれあいセンターの利用時間を4時間から2時間の単位にすれば利用しやすいです。料金は半額で。	ご意見をいただきました利用時間区分についてですが、平成25年度に市内の公民館・ふれあいセンターを利用している1,440の登録団体に、現行の利用時間区分が適切かどうか、利用者の声を把握するためアンケート調査を行いました。 その結果によりますと、回答をいただいた751団体の内6割を超える登録団体から、現行の午前、午後、夜間の3区分のままでよいとする回答を得ました。また、準備から片付け終了までの1回当たりの実際の利用時間についても尋ねたところ、6割を超える登録団体が2時間を超える結果となりました。 このアンケート結果を踏まえまして、利用時間区分につきましては、現行のままとさせていただきます。現時点では見直しを考えておりませんのでご理解をいただきますようお願いいたします。	生涯学習課	施設
H29.2.3	学校体育施設のスポーツ開放	旧西尾市内の屋外施設(小中学校)を通年使えるようにしてほしいです。12月から3月は(夜間に)使えず、定期的に利用しづらいです。	学校の運動場の夜間利用については、冬の時期には利用が極端に少なくなるなどから、4月から11月までの利用とさせていただきます。現時点では、冬の夜間利用は考えておりませんが、今後におきましても、皆さまが利用しやすい制度となるよう努めてまいりますので、ご理解いただきますようお願いいたします。 なお、通年でナイター利用のできる施設としましては、西尾公園総合グラウンドなどがありますので、ご利用ください。	スポーツ課	施設
H29.2.10	幼稚園での写真撮影	今日、幼稚園の行事で自分の子の写真を撮っていたら「個人情報がありますので撮影はやめてください」と言われたのですが、なぜ自分の子を撮ってはダメなんですか。写されたくない子は行事に参加しなければいいだけの話ではないですか。逆に迷惑なんですか。自分の子を撮りたいというこちらの気持ちはどうなんですかね。 いつも「個人情報、個人情報」と言いますが、きちんとした説明をしていただきたいです。別にインターネットに載せるわけではなく、あくまでも家庭用、自分用なので理解できかねます。	この度は、保護者の皆さまに対して、行事目的と写真撮影に関する説明が不十分であり、お詫びいたします。 今回の「体育あそび」の行事で写真撮影をご遠慮いただいたのは、子どもたちが安全にとりくめるように、保護者の皆さまには子どももの傍で補助に集中していただくためでありまして、園行事の全てにおいて写真撮影を禁止しているわけではありません。ご指摘を受け、園には、園の方針を事前に保護者の皆さまに周知したうえで行事を進めていくよう改めて指導いたしました。 今後も、園の判断で撮影に関するお願いがあることをご理解のうえ、園行事への参加、ご協力をお願いいたします。	子ども課	出産・子育て
H29.2.21	一時保育の料金と時間	保育園の一時預かりをたまに利用しますが、土曜日は半日しかダメなのに料金はそのまま一日分かかります。蒲郡市は4時間以内なら半額で計算してもらえ、一時預かり料金も若干ですが西尾市よりは安いです。土曜日に一日預かってもらえないのは何故ですか。料金も半日で計算できないのですか。	一時保育事業を開始した当初、通常保育の受け入れ時間が、平日は午前8時から午後4時、土曜日は午前8時から正午でしたので、一時保育につきましても同様の受け入れ時間とし、利用料金は、定額で設定しました。 現在の土曜日の利用状況からみましても利用時間を変更する予定はありませんが、利用料金につきましては、今後検討してまいりますので、ご理解いただきますようお願いいたします。	子ども課	出産・子育て

H29年1月～3月

受信 または 投書日	事項または 題名	ご意見ご要望等	回 答	回答部署	分類
H29.2.23	保育園の入園選考基準	<p>保育園入園選考基準指数表について質問です。指数表を見てみると、あまりにも自営業者に対する評価がサラリーマンの方たちより低すぎる。自営業者をどう思っているのですか。なぜこんなにも評価に差が出るのですか。お互い働いているじゃないですか。なぜ自営業者はこのような厳しい得点なんですか。扱いがひどいように感じますが。</p> <p>保育園ってというのは、サラリーマンの方たちを受け入れやすく、自営業者の方たちを受け入れにくくされているんですか。この指数表を見てみると、このように感じます。どのように考えて指数表を作成されているんですか。</p>	<p>保育園は、利用申込者が定員を上回る場合、保育の必要度の高い順に受け入れることとされておりますので、家庭の状況や就労状況などを指数化し、保育園入園選考基準指数表により順位付けをしております。</p> <p>指数につきましては、正規の会社員を最高点とし、そこから保育の必要度を考慮し設定しております。もちろん会社員も自営業の方も働いていることに変わりはありません。ただし、職場での拘束力の大きさでは差があると考えております。</p>	子ども課	出産・子育て
H29.3.9	押ボタン式信号機の設置	<p>徳次町のラーメン屋前に信号のない横断歩道があります。1日を通して交通量の多い道で、特に朝の出勤や夕方の帰宅のラッシュ時にスピードを出している車も多く、小学生の集団登校時にヒヤヒヤすることがあります。小学生が渡っているにも関わらず、気がつかずにギリギリで止まる車もよく見かけます。この横断歩道は、小学生だけではなく、中学生や高校生も自転車で通ります。</p> <p>これまでも、この横断歩道は危ないと親御さんからの声も多く、安全のため、押ボタン式信号の設置を強く願います。設置には高額な費用が必要だとは思いますが、小学生のためにもよろしく願いいたします。</p>	<p>押ボタン式信号機の設置などの交通規制につきましては、愛知県警察本部が行っております。</p> <p>要望につきましては、要望箇所の町内会が、地域の総意として工事要望書を市役所土木課へ提出していただければ、市から西尾警察署へ要望を伝えます。その後、西尾警察署が現地調査を行うなど設置について検討し、最終的に愛知県警察本部が設置の可否を決定します。</p>	危機管理課	交通・防犯

H29年1月～3月

受信 または 投書日	事項または 題名	ご意見ご要望等	回 答	回答部署	分類
H29.3.16	「周知及び依頼事務」の委託料	<p>当町内会では「周知及び依頼事務」の委託を受けて、町内会の業務として、組織的に「広報にしお」の各戸への配布等を円滑に実施しています。この委託料として市から概ね12万円の支払いを受けていますが、町内会長個人が、独断で処分できるものだと主張して、町内会の収入に入れることなく、全額を私物化しています。この委託料の主旨（質問1）、本来の使途（質問2）、使われ方の調査（質問3）について回答をお願いします。</p>	<p>質問1につきましては、広報紙などの市政に関する伝達事項の周知徹底や、町内会にお住まいの皆さまへ市から依頼した事項を町内会長へ委託する事務に対してお支払いするもので、町内会長事務委託料と定めています。したがって、町内会長がご自身で委託料をお受け取りになることは特に問題がないと考えております。</p> <p>質問2につきましては、町内会の中には皆さままで話し合われた結果、町内会長事務委託料を町内会の口座へ振り込み、そこから規約等で定められた手当等を受け取られている町内会もありますが、こうした運用も特に問題はないと考えています。</p> <p>質問3につきましては、委託料につきましては、監査委員による定期監査での指摘事項もございませんので、広報紙の配布などの業務が円滑に実施され、適切な運用がされているものと考えております。</p> <p>監査委員の定期監査は、委託料が適正に支払われているかを監査するものでありまして、支払事務は適切に実施しております。</p> <p>次に、町内会への調査につきましては、広報紙の配布などの業務が円滑に実施されていることから、委託料の使われ方の調査は行っておりません。町内会は任意の団体であり、町内会が個別の事情により判断し運営されている現状を踏まえ、各町内会の自主性を尊重してまいりたいと考えております。</p>	地域支援 協働課	行政
H29.3.21	地震による津波発生時の緊急的な避難	<p>西尾市では、津波一時待避所が設定されています。西尾市在住、在勤在学等で位置を熟知していれば別ですが、出張や配達、観光等で訪れた方は、市のホームページに頼ることが想定されます。そこで、市ホームページの「ホーム」からスムーズに避難場所の地図（各地域ハザードマップ）が確認できるよう、検討・改善を要望します。</p>	<p>ご指摘のように、市ホームページから「避難場所等一覧」を探すには階層が深く、初めての方には迷いやすい状態になっています。しかし、ホームページのトップページから1クリックで一覧を閲覧できるようにしますと、肝心のトップページが見にくくなるという問題もあります。トップページへの掲載は、ホームページ所管課の意見も取り入れて、検討させていただきます。</p> <p>また、土地勘のない他市町村の方には、住所でなく地図でお伝えすることが有効だと認識しており、ホームページのトップページから閲覧できる「にしたんマップ」で避難場所等を確認することができます。</p> <p>いただきましたご意見を参考に、見やすくわかりやすい情報提供に努めてまいります。</p>	危機管理課	防災・災害

H29年1月～3月

受信 または 投書日	事項または 題名	ご意見ご要望等	回 答	回答部署	分類
H29.3.23	特別支援学級①	市ホームページに難聴学級を明記しない理由は。	ご指摘のページにつきましては、平成28年度のデータへ更新して いないことが判明しました。大変申し訳ありませんでした。 なお、平成27年度は、難聴学級を設置している学校がなかった ため、掲載しておりません。 現在、このページの掲載内容について検討しております。平成 29年4月末までに更新いたしますので、しばらくお待ちいただきま すようお願いいたします。	学校教育課	教育
H29.3.24	特別支援学級②	難聴学級の先生は、言語聴覚分野のある特別支援学校教諭養成課程で特別支援学校教諭免許状を取得した方でしょうか。	小中学校の特別支援学級の担当者が、必ずしも特別支援学校 教諭免許状を保有しているとは限りません。そのため、県・市教育 委員会、学校においては、特別支援教育に関する教員研修や校 内研修を開催しています。 また、本市教育委員会には、特別支援教育の専門的な知識を有 するアドバイザーを置き、市内の小中学校を巡回し、特別支援教 育に携わる教員の指導にあたっています。 さらに、通常学級に在籍する難聴障害もしくは聴覚障害に起因す る言語障害のある児童生徒を対象に、岡崎聾学校の通級指導担 当教員が通級による指導を行っています。	学校教育課	教育
H29.3.27	西尾市メー ル119番通報	西尾市では、メール119番通報が利用できますが、メール通報に より消防車や救急車に対応できる場所は市内のみで、市外に いるときはできません。消防庁は合理的配慮をする法的義務があり、 全国の救急車・消防車を呼べるように方法をとるべきです。全国タ クシーのアプリと同じように開設して欲しい。	全国どこからでもメール等により救急車・消防車を呼べるシステ ムについては、現在のところありませんが、総務省消防庁にて「聴 覚・言語機能障がい者が、いつでも、全国どこからでもスマートフォ ン等による音声によらない119番緊急通報をするシステム」が検討 されており、近年中に全国共通のシステムが運用される予定で す。西尾市としても、この全国共通のシステムが運用され次第、導 入予定ですが、それまでは現状のままメール及びFAXによる119 番の独自システムで対応してまいります。	消防本部 総務課	防災・災害